

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」と「国民年金源泉徴収票」

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込を含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から毎年11月上旬と2月上旬に送付されます。

平成30年11月上旬に送付の場合

証明内容は、平成30年1月1日～10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

2月上旬に送付の場合

平成30年10月2日～12月31日までの間に初めて国民

年金保険料を納付する人に、同様の証明書が送付されます。

年金受給者には「源泉徴収票」が送付されます

国民年金・厚生年金受給者には、「源泉徴収票」(はがき)が日本年金機構から2月上旬までに送付されます。確定申告に必要な場合はなくさないようにしてください。

電話で再交付ができます

①国民年金保険料を支払っている人が、社会保険料控除証明書をなくした場合

▶ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004

②国民年金・厚生年金受給者が源泉徴収票をなくした場合

▶ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165

※電話で依頼する場合は、手元に基礎年金番号が分かるものを用意して、本人が直接電話してください。

口座振替前納の申し込みはお早めに!

国民年金保険料の口座振替前納には、2年前納(2019・20年度)、1年前納(2019年度)、6カ月前納(4月～9月・10月～翌年3月)があります。

口座振替で前納すると保険料が割引になりお得です。ご利用には申し込みが必要です。

口座振替前納の申し込みは、預貯金口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口、または年金事務所(郵送も可)で受け付けています。

申込期限 2月28日(木)

2019・20年度2年前分前納、2019年度1年前分前納、2019年度6カ月前納(前期:4月～9月分)

既に口座振替で前納している人は、再度申し込む必要はありません。

手続方法

申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。金融機関届出印の押印も必要です。申込用紙は、金融機関、年金事務所、健康推進課および各支所市民生活課の窓口に備え付けています。

金融機関届出印や、口座氏名などの相違により登録が遅れた場合は、1年前納に間に合わない場合があります。申込

用紙に記入の際は、届出印と口座氏名を確認してください。

口座振替日 5月7日(火)

残高不足で口座からの引き落としができなかった場合は、割引がなくなりますのでご注意ください(毎月の口座振替に切り替わります)。特に初めて口座振替で2年分または1年分の前納を申し込んだ人は、2年または1年前納の保険料に加えて、3月分の保険料(16,340円)が同時に引き落とされますので、残高不足にご注意ください。

問い合わせ先

熊本西年金事務所 国民年金課

☎096(353)0142

※自動音声案内「2を押して2」

